

平成19年（ワ）第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件
 原告 鎌田まりみ 外35名
 被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

準備書面（被告2）

2007年（平成19年）7月19日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲



同（担当） 太 田 健 義



記

第1 寄付金の性質について

寄付金は、民法上の贈与にあたるどころ、「書面によらない贈与は」、「履行の終わった部分については、」当事者は撤回できないこととなっている（民法550条但し書き）。

本件は、まさに書面によらない贈与（寄付）であるから、原告らは、すでに被告に対して贈与（寄付）した以上、撤回は出来ない。

この点、原告らは、余剰があれば残余金を返還することはボランティア事業の基本原則であると主張するが、そのような原則はない。むしろ、ボランティア事業に寄付する以上は、残余があっても返還されないのが現状である。なぜなら、金銭については特定性がなく、ある者が寄付した金銭が費消されたか否かは特定不可能であるし、ボランティア事業が継続される限り、残余